## 長久手市高齢者配食サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、弁当を宅配することで調理等日常生活に支障のある一人暮らし の高齢者等の健康の保持、食生活の改善、日常生活の助長を図るとともに、安否の 確認を行うことを目的とする。

(事業主体)

第2条 この事業の実施主体は、市とする。ただし、事業の一部を市からこの事業の委託を受けた事業者(以下「委託業者」という。)が行うものとする。

(対象者)

- 第3条 この事業の対象者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記載されている在宅の者で、介護保険法(平成9年法律第123号、以下「法」という。第41条第1項に規定する要介護被保険者又は総合事業対象者(法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。)のいずれかであり、本人(同居の親族等がいる場合はその者を含む。)が調理等日常生活を営むのに支障があり、その他の親族等からの支援が見込めず、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 65歳以上のひとり暮らしの者
  - (2) 75歳以上の者のみの世帯
  - (3) その他市長が特に必要と認める者 (利用の申請)
- 第4条 この事業を利用しようとする者は、長久手市高齢者配食サービス事業利用申請書(様式第1号)、及び法第8条第24項に規定する居宅介護支援又は法第8条の2第16項に規定する介護予防支援を実施する際に作成される食の関連サービスを利用調整した支援計画書等(以下、「支援計画書等」という。)を、市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する利用申請は、法第79条第1項に規定する事業所(以下「居宅介護支援事業者」という。)又は担当地区を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「センター」という。)から提出することとする。 (利用の決定)
- 第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、支援計画書等に基づきその内容を審査し、その結果を長久手市高齢者配食サービス事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 2 利用できる期間は、要介護被保険者等の支援計画書等に記載されている有効期間 までとする。なお、期間満了時に支援計画書等を確認し、引き続き第3条で規定す る要件を満たす場合は、その利用期間を更新するものとする。

(利用方法)

第6条 この事業の利用方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第5条の規定により利用の決定を受けた申請者(以下、「利用者」という。)は、 弁当の受取りについて、原則委託業者から利用者本人が手渡しで受け取るものと する。
- (2) 利用は1日1回とし、昼食又は夕食のいずれかとする。
- (3) 安否確認を目的として利用するときは、家族支援が見込めず、また介護サービスを利用していない日を利用日とする。
- (4) 栄養管理を目的として利用するときは、以下に掲げるとおりとする。
  - ア 支援計画書等に、医師による栄養管理の指示があるものとする。
  - イ 食事内容は、減塩食、糖尿病食等疾患に対応したものとし、普通食は除外と する。
  - ウ 利用日は、家族支援が見込めず、また調理に関する介護サービスを利用して いない日とする。

(利用の変更又は中止)

- 第7条 利用者が、事業の利用を変更又は中止するときは、速やかに長久手市高齢者配食サービス事業利用変更・中止申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 2 利用者は、利用日を増やすときは、居宅介護支援事業者又はセンターにより支援計画書等を併せて提出するものとする。
- 3 利用者は、委託業者を変更するときは、毎月20日までに第1項に掲げる申請 書を提出するものとし、変更日は翌月1日とする。
- 4 市長は、第1項の申請により利用を変更又は中止するときは、長久手市高齢者 配食サービス事業利用変更・中止決定通知書(様式第4号)又は長久手市高齢者 配食サービス事業利用変更却下通知書(様式第5号)により利用者に通知するも のとする。

(利用の取消し)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この事業の利用を取り 消すことができるものとする。
  - (1) 利用者が死亡又は転出したとき
  - (2) 利用者が第3条の規定で定める者でなくなったとき
  - (3) 第5条第2項で規定する支援計画書等を確認した結果、この事業を利用する 必要がないと認められるとき
  - (4) 利用者が弁当の宅配を混乱させ、又は妨害するような行動を行ったとき
  - (5) 利用者が次条に規定する費用を3か月以上継続して支払わないとき
  - (6) 利用者が6か月以上継続してこの事業を利用していないとき
  - (7) その他市長が利用を不適当と認めるとき
- 2 市長は、前項の規定により利用を取り消すときは、長久手市高齢者配食サービス事業利用取消通知書(様式第6号)により利用者に通知するものとする。

(費用の負担)

- 第9条 市は、委託業者が宅配・安否確認を行う費用として1食当たり300円を負担するものとする。
- 2 利用者は、1食当たりの費用のうち、市が負担する費用を除いた金額を負担するものとし、当該費用は利用者が直接委託業者に支払うものとする。

(利用者の義務)

- 第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長 に報告しなければならない。
  - (1) 申請書の記載事項に変更があったとき
  - (2) 第3条の規定で定める者でなくなったとき
  - (3) 施設に入所又は入院したとき
  - (4) その他、この事業を利用する必要がなくなったとき (雑則)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 長久手町宅配給食サービス事業実施要綱については、平成16年3月31日をもって廃止する
- 3 長久手町宅配給食サービス事業の利用者は、この要綱の施行に伴い、そのまま継続して同様のサービスを受けることができる。

附則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附即

この要綱は平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成24年1月4日から施行する。

附則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成24年7月9日から施行する。

附則

この要綱は平成26年10月1日から施行する。 附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和2年12月1日から施行する。

附則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。